



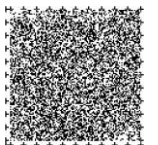
八王子市 健康医療計画

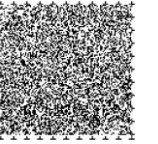
概要版

令和6～11年度
(2024～2029年度)

令和6年(2024年)3月
八王子市

あなたのみちを、
あるけるまち。  **八王子**





計画策定の背景及び趣旨

我が国では、急速な少子高齢化の進展等により、保健・医療を取り巻く課題が多様化・複雑化しています。さらには、新型コロナウイルス感染症の流行による市民の行動や生活様式の変化も相まって、心身の健康に大きな変化をもたらしています。

国では、令和6年度(2024年度)を計画開始とする健康日本 21(第3次)が策定されており、第2次より「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を引き継ぎ、「個人の行動と健康状態の改善」、「社会環境の質の向上」、「ライフコース」を加えた4つを基本的な方向とすることが示されています。また、第8次医療計画に関して、医療連携体制に関する事項等について取りまとめられています。

本市では、「自分で、家庭で、地域で笑顔あふれる健康なまちづくり」を基本理念とし、平成30年(2018年)4月に「第3期八王子市保健医療計画」を策定し、9つの重点分野、6つのライフステージに応じた様々な健康づくりに関する取組を推進してきました。

今回策定する「八王子市健康医療計画」は、国や都の関連する法令や計画との整合を図り、かつこれまでの本市の取組に関する評価、市民意識調査の集計結果や分析内容、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、これからの本市の健康医療分野における施策の方向性を示すものです。

市民の健康の維持・増進は地域づくり・まちづくりの根幹になるものです。市民自らの行動につながる「自然に健康になれる環境づくり」を推進する姿勢をわかりやすく伝えるため、計画の名称を「保健医療計画」から「健康医療計画」に変更し、「第4期八王子市健康医療計画」を策定することとしました。

計画の位置づけ

本計画は「八王子市基本構想・基本計画(八王子未来デザイン2040)」を上位計画とし、健康増進法第8条第2項に定める「市町村健康増進計画」として位置づけます。



計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)の6年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて本計画を改定する場合があります。



計画の目指すもの

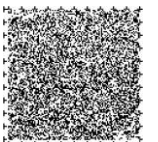
1 基本理念

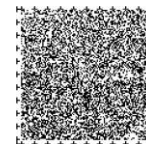
自分で、家庭で、地域で、 笑顔あふれる健康なまちづくり

2040年を展望した本市の基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」。基本構想では、基本理念である「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」に基づき6つの都市像を定めており、その中の1つの都市像として「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」が位置付けられています。

このことから、本計画は、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」を健康医療の分野から実現するため、国及び東京都の方向性や考え方、健康医療を取り巻く現状を踏まえつつ、ヘルスプロモーションの理念に基づき第3期保健医療計画の目標や視点、考え方を踏襲し策定します。

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、誰もが住み慣れた地域で互いに支えあい、健康でいつまでも元気に生きがいを持って暮らしていけるよう、本計画の基本理念は、前計画に引き続き「自分で、家庭で、地域で、笑顔あふれる健康なまちづくり」と定めます。





2 計画の視点

本計画は、「自分で、家庭で、地域で、笑顔あふれる健康なまちづくり」を基本理念とし、第3期保健医療計画と同様に2つの視点から取り組むこととします。

【視点1】

いつまでも元気で健康的な生活を送るために

市民一人ひとりが、年代や性別、その他個人をとりまく条件・状況に合った健康づくりをすすめるために、家庭や地域、学校、職場において、総合的に支援を行うとともに、日常生活の中で健康になれる環境づくりを推進します。

またセルフケア能力を高める支援を通して一人ひとりの健康を育みます。

基本目標 1-1

ライフステージや

環境の特性(ライフコース)に合わせた健康づくりの推進

働きかけや環境整備により、切れ目なく、取り残されることもなく施策が浸透し、市民の健康状態が改善することを目指します。

基本目標 1-2

安全で健康的な生活を安心して送れる環境づくりの推進

保健所としての機能を発揮するとともに、市内全域に健康増進に向けた取組が広がることを目指します。

【視点2】

住み慣れた地域で安心して医療を受けられるために

市民が住み慣れた地域で、安心して生活が継続できるよう、日常の医療体制及び在宅療養体制を充実します。

また、救急時や災害時等の事態において適切な医療を提供するため、緊急時の医療体制を充実します。

基本目標 2-1

日常の医療体制の整備

市民が上手に医療を選ぶとともに、医療人材育成・連携体制を充実することで、安心して医療を受けられる地域を目指します。

基本目標 2-2

緊急時の医療体制の整備

体制の整備及び市民への周知を通して、市民が安心して救急医療や治療・災害時の医療等を受けられることを目指します。

基本目標 2-3

在宅療養体制の整備

医療と介護の連携や相談支援体制の整備などにより、住み慣れた地域や自宅で生活できることを目指します。

3 八王子市健康医療計画のコンセプト

自分で、家庭で、地域で、笑顔あふれる健康なまちづくり

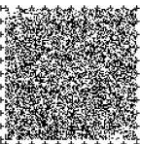


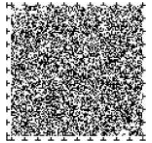
下支えとなる考え

視点1 基本目標1【健康増進】
疾病を発症させないため
疾病の重症化をさせないため

視点1 基本目標2【保健所機能】
公衆衛生の向上などの観点から、市民の健康の保持増進のため

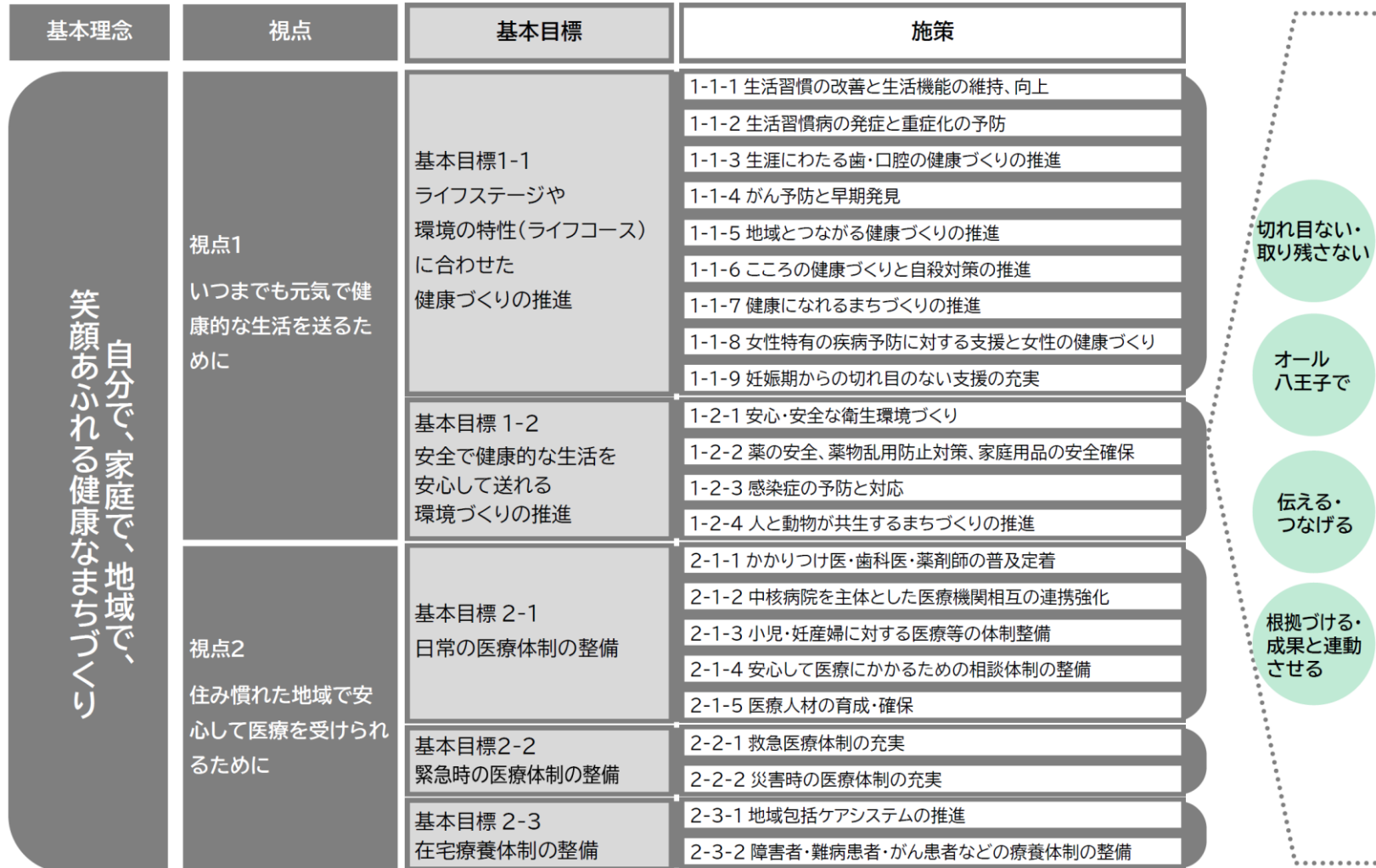
視点2 基本目標1.2.3【医療体制】
万一、健康を損なったとき、健康回復に向けた医療支援等を実施する体制を整備するため





4 計画の体系

基本理念「自分で、家庭で、地域で、笑顔あふれる健康なまちづくり」に基づき、保健・医療の2つの視点、5つの基本目標、22の施策を設定し、目標達けて取り組みます。



八王子市健康医療計画（概要版）

発行：八王子市

編集：健康医療部健康医療政策課・保健総務課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

Tel 042-620-7292 Fax 042-621-0279（健康医療政策課）

E-mail b660100@city.hachioji.tokyo.jp

